

# サッカー場建設の是非を回避

8月18日津地裁

## 「訴えを却下する」と不当判決



しをされた感じだ「半年もかかって判断した結果がこれなのか。裁判官はちゃんと調べたんだろうか？」

の時間が変わったことが伝わっていませんでした。申し訳ありませんでした。

市民のための公園を一企業の為に無償で貸し与えることは不当であるとして訴えた裁判の判決言い渡しが8月18日、津地方裁判所でありました。判決は「裁判を提訴できる期間を過ぎている」との理由で原告の訴えを退けました。

出すのは、きわめて不当であり行政側に加担するものと言わざるを得ない。判決はサッカー場建設の是非に触れておらず、この判決で行政側の正当性が認められたわけではない。不当な判決であり、当然控訴することになるだろう。」と答えました。

「裁判って思うようにはいかないね。結局裁判所も県の側に立っているということか」「あの裁判長、初めから結論は出ていたんじゃないの?」などと口々に語っていました。中には「判決は1時30分と聞いてやってきたら、もう終わってた。」と残念がる人も。この方には判決

裁判の傍聴には20名が参加しました。「緊張して判決を待ったが、わずか3分で裁判は終わった。肩すか

8月19日  
中日新聞

同チームの運営会社と協定を結んだ市が申請し、県は使用料の減免とともに昨年六月までに許可した。県側は争う姿勢を示し、訴訟では原告に提訴する資格があるのかなどが争われた。

直ちに裁判所前で抗議の集会。佐倉さんはテレビ局のインタビューに「提訴期間については、裁判所の釈明要求にきちんと答えている。裁判が開始されたのは、提訴期間に問題がなかったことを裁判所が認めたからだ。それを今さら持ち

### スタジアム訴訟

### 原告市民ら敗訴

### 地裁判決

日本フットボールリーグ（JFL）の鈴鹿ポイントゲッターズの運営会社が鈴鹿市の県営公園「鈴鹿青少年の森」を進めるスタジアム建設を巡り、反対する市民が県に建設許可の取り消しを求めた訴訟で、津地裁は十八日、原告の訴えを却下する判決を言い渡した。原告側は控訴する方針。スタジアムの設置許可は

判決理由で竹内浩史裁判長は、建設許可は県が市に出したものと「原告は市民とはいえ、第三者に当たる」と指摘。原告が提訴したのは今年二月で、提訴可能な六カ月の期間を越えていることから「訴えは不適法」と判断し、却下した。原告は、スタジアム建設で公園の自然が破壊されると懸念する「鈴鹿青少年の森を愛する会」の共同代表ら二人。スタジアムは二月に着工し、来年二月末の完成を予定している。



TV局のインタビューに答える原告団  
左から内田さん、佐倉さん、橋詰さん



傍聴に駆け付けた人々がインタビューを見守りました

2022年8月24日

鈴鹿青少年の森を愛する会通信 No.14

## 森のいのち SUZUKA

編集・発行 萩森繁樹

〒513-0012 鈴鹿市石薬師町354

090-4269-0965

中日新聞の見出しは「敗訴」と書いていますが、間違いです。本文中にあるように「原告の訴えを却下」つまり審議することなく(提訴期間が過ぎているから)門前払いしたのです。市民の訴えの中身を吟味することを避け、結果として県を助ける判決です。村度が働いたのでしょか?

行政訴訟は行政事  
件訴訟といわれ、その  
目的は、違法な行政  
活動によって権利・利  
益を侵害された国民  
の救済を図るのが目  
的であります。

この訴訟には、①訴  
訟適格性と②出訴期  
間の制約があり、今回  
の県への

の訴訟  
について  
は裁判  
官から

## 今回の裁判判決の 不当性について

求釈明書により①、  
②の釈明を求められ  
ました。その釈明は準  
備書面1で行い、問題  
ないことを認められ  
たことで 裁判が始ま  
りました。

それにも関わらず被  
告人から同じ質問が  
されたことを理由に、  
裁判官がいったん問題

ないと認めたと②の提  
訴期日を持ち出して、  
違法な行政活動の審議  
を行わず、提訴を却  
下したことは、裁判官  
の中立性と公平性を  
欠くものであります。

これは県行政の政策  
が正しいことを認め  
られなかったというこ  
とにも

なるも  
のである  
り、ま  
た、同

時に憲法の国民主権  
を侵害する判決であ  
り、控訴は必然であり  
ます。

鈴鹿青少年の森を愛  
する会代表

佐倉 邁

# 判決は県の主張が正しいとは言っていない 伊勢新聞、三重テレビが正確に報道

### 大観小観

サッカー日本フットボールリ  
グ（JFL）の鈴鹿ポイントゲッ  
ターズ運営会社への県有地無償貸  
与は違法として市民団体が知事ら  
に取り消しを求めた訴訟で、津地  
裁が、提訴できる期限を過ぎていたとして  
訴えを却下したことに對し、一見勝之知事  
が「県の主張が認められた。妥当な判決と  
考えている」▼もう少し、まじめなコメン  
トができないものか。訴状は「公共用地で  
ある公園を一営利事業者に無料で貸すこと  
は公益性がなく違法」と主張している。こ  
れに對し、県は「鈴鹿市はサッカー以外の  
イベントの開催や、防災面での活用も検討  
していて公益上有益」などとして、請求棄  
却を求めた。判決は、行政事件訴訟法が処  
分を知った日から六カ月を経過すると提訴  
できないとしていることで、請求を却下し  
た▼県の主張の何が認められたのか。公益  
性の争点は依然、結論がでないままだ。運  
営会社への計画支援が無償貸与ではなく、  
補助金供与だったらどうなるか。元役員か  
ら運営方法で何千万円も脅し取られ、Jリ  
ーグから失格処分を受けた場合、最低でも  
役員の一掃を求めた上、補助金は一時停止  
にする▼県競技力向上対策本部がJFL鈴  
鹿を県強化チームから外したのはそのため  
だが、一見知事は指定基準を見直しを示唆  
した。行政は、何でもありではない。選  
挙に勝つためにはどんな団体とつるんで  
もいというわけではないのである▼Jリ  
ーグが失格を決めたのは県、鈴鹿市の支援  
に配慮してもなお懸念があり、ファンの信  
頼を得られないことだろう。問われ  
ているのは県、市の公益性でもある。

R.4.8.23

18日夜の三重テレビは「公園利用者の意見を無視し、議会も通さず市長と知事と業者の3者で決めたことが公園利用者の主権侵害にあたと訴因した。不満というより争点にふれていない」という佐倉さんのインタビューを報じました。

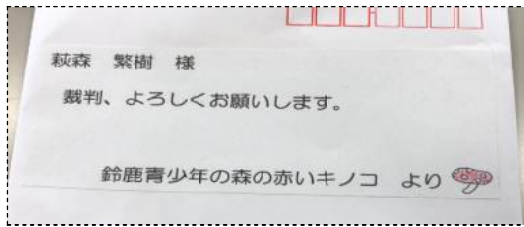


23日付伊勢新聞。「県の主張が認められた」という一見知事のコメントに對し、「もう少し真面目なコメントができないものか」「公益性の争点は依然、結論がでないままだ」と批判しています。

## 不当判決に抗議

判決の翌朝8時30分、鈴鹿市役所前で裁判の報告と不当判決にめげないぞのアピール行動をおこないました。行動の後、裁判と

運動についての率直な意見交換。100台の自動車パレードをしようなどの意見も飛び出しました。みんなで話し合っただけで方針を決め、新しい運動を創っていきま。青少年の森は絶対に守り抜きましょう。



「赤いキノコ」さんより上記の封筒がポストインされていました。「裁判、よろしくお願いします」と書かれていて中には1万円札が。赤いキノコさん、ありがとう。貴重なキノコの森、必ず守ります。

## 野鳥たちからのメッセージ

チラシを見て裁判に駆けつけたというKさんは稲生1丁目に住むプロのデザイナーです。特技を生かしてポスターを作ってくれました。「野鳥たちからのメッセージ」を代筆します。棲めなくなるから森の木々を切らないで」のキャッチコピーがすてきです。「私の得意なこと、みなさんのお仕事をお手伝いできたら」とありがたい申し出。私たちの知らないところで関心を持っている人たちがまだまだいます。



## 真夏のアピール行動第2弾

8月14日サーキット交差点で20人が道行く車や人にアピールしました。



## 森を守り、市政を正す

### 運動はこれからが本番

#### 心配の声かけ

顔を見るとみなさん心配そうに裁判のことを聞いてくださいます。独りよがりだ、裁判長の悪口ばかり言えませんが、高裁に「控訴」と言いますとみなさんホッとした顔をしてくださいます。控訴審はそれなりに争点や裁判長対策など運動も大変でしょうが、みなさんと相談もし、専門家や法律家の意見も謙虚に聞いて是非勝ってください、と言われます。まだ、結論が出たんじゃないんですね。わたしたちもまだまだ応援します、と。

#### 運動は続きます

すそ野を広げ、若い人たちと共に森を守り、市政のおかしさを正す運動はまだまだこれからが本番と言えます。2月9日の工事看板立てから6か月、5月9日の工事フェンス張りから3カ月余、工事は全く始まっていません！森は守られています。

闘いはこれからです。どうぞ、ごいっしょに、周りに広げていただいで、市長と業者の手を止めましょう。



## ツイッターで連帯

8月からツイッターで毎日つぶやく萩森さん。1か月でフォロワー90名越え。明治神宮のイチョウ並木や全国の森や木を守る人からエール。「ツイッターは簡単にでき、励まされる、みなさんもやりましょう」と呼び掛けています。ツイッター上ではいろんな人が青少年の森に関して貴重な投稿をしています。いくつか紹介します。



### 森の妖精ちゃん

鈴鹿青少年の森の場所・地図(地図ナビ)によると、道伯池に流れ込む水路はふたつある。カワセミがよく見られる希望の池、友情の池からの流れと、サッカースタジアム建設予定地からの流れがある。

この流れを破壊すれば、どうなるか想像してみたい。

この水路2の流れはサーキット道路の下を通っていてその先のは分からないが、この辺りは湧水がしみ出す丘陵の地形であること。そんなことも知らずよくスタジアム建設ありきの構想が出来るなどと思う。



### 鈴鹿市と鈴鹿ポイントゲッターズが建設を進めているスタジアムに対して、市民団体が三重県に公園の使用許可の取り消しを求めた訴訟は、取り消し訴訟ができる期間を経過していたという理由で却下。とは言え、この裁判の過程で三重県から「全責任は鈴鹿市」という主張が引き出せたのは小さくない。

このスタジアムの建設スキームは、鈴鹿市が全責任を負う形ながらも市に支出が発生しない間は鈴鹿市に対して法的な責任を問うたり住民訴訟を起させないという結構たちの悪いスキームなので、市の責任が大きく問われるのはこれからだっったりしますから。

このスタジアムの問題は、鈴鹿青少年の森の木を切る・切らない以前に、鈴鹿市における行政手続きの妥当性・正当性・適法性に因る問題が非常に大きいので、鈴鹿市が当事者として責任を問われる局面になってからがむしろ本題です。

協定を結んだノーマーク社がクラブ経営から撤退するって非常事態に加えて市長選挙も近いですし、フェンスで囲ったままで塩漬けにしても中の土地への鈴鹿市の管理責任は発生しますから、何らかの結論は出さざるを得ないんじゃないですか。

### 某氏@2回目のフクチン...さん

### ハギーさん

鈴鹿青少年の森で何でも植物の話をしてくださるこの方。公的なお立場があっても、信念は貫いて共に行動してくださる姿に私たちは力強い勇気をいただいています。森を守りたい人は、自分の思いを考えて考えてことばにして、アクションに参加してみえます。



## 署名とカンパ

森に行くとき署名をこっそり置いて

くれていたり、萩森さんの自宅のポストには署名や匿名のカンパが入ります。銀行振り込みも。萎えそうになるとき、わたしたちも頑張らねばと思わさせていただきます。

署名は月末に集計して、次の月初め市長に確実に届けています。じわじわと増える署名はみなさんの意思の現れ。まだまだお送りください。

ただ今1万1131筆。

(2022年8月24日現在)